

平成 17 年度第 2 回自然再生専門家会議

会議録

1. 日 時 平成 17 年 6 月 20 日 (月) 13 : 35 ~ 15 : 25

2. 場 所 経済産業省別館 1028 会議室

3. 出席者

(委 員 長) 辻井 達一

(委 員) 池谷 奉文 小野 勇一 鈴木 和夫

広田 純一 鷲谷いづみ

(環 境 省) 黒田自然環境計画課長

(国 土 交 通 省) 坪香河川環境課長

西川公園緑地課緑地環境推進室長

松野国土環境・調整課課長補佐

辻環境整備計画室課長補佐

(農 林 水 産 省) 落合環境政策課課長補佐

日置農村整備課課長補佐

(林 野 庁) 山田計画課長 (途中退席)

淵上計画課課長補佐

(文 部 科 学 省) 山本社会教育課ボランティア活動推進専門官

4. 議 事

【環境省自然環境計画課 (中尾)】 すみません、予定の時刻が過ぎてしまいましたので会議を始めさせていただきます。私は事務局を務めております環境省自然環境局自然環境計画課の中尾でございます。この会議で暫定的に進行役を務めさせていただきます。

まず、本日出席の委員の先生方のご紹介をさせていただきます。

池谷奉文委員でございます。

小野勇一委員でございます。

鈴木和夫委員でございます。

辻井達一委員でございます。

広田純一委員でございます。

鷲谷いづみ委員でございます。

本日、出席を予定しておりました吉田正人委員におきましては、都合により急遽ご欠

席とのご連絡を本日いただきました。

本専門家会議は12名の先生方に委員をお願いしておりますが、大和田紘一委員、近藤健雄委員、進士五十八委員、辻本哲郎委員、和田恵次委員の5名の委員は本日ご欠席です。

本日は環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省の関係部局から出席しておりますのでご紹介します。

環境省自然環境局自然環境計画課の黒田課長です。

林野庁森林整備部山田計画課長です。

農林水産省大臣官房環境政策課落合課長補佐です。

同じく農村振興局農村整備課日置課長補佐です。

国土交通省河川局坪香河川環境課長です。

同じく都市・地域整備局緑地環境推進室西川室長です。

同じく総合政策局国土環境・調整課松野課長補佐です。

同じく港湾局環境整備計画室辻課長補佐です。

文部科学省生涯学習政策局社会教育課山本専門官です。

次に、お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。資料1、「平成17年度第1回自然再生専門家会議の議事概要」。資料2が「自然再生推進法に基づく自然再生協議会の概要」。この概要というのは、横長の一覧表に「蒲生干潟自然再生協議会の概要」というものが1枚ついているものになります。資料3は、「神於山地区自然再生事業実施計画及び全体構想の概要」です。さらに参考資料1といたしまして、「神於山地区自然再生事業実施計画及び全体構想」というA3版の資料がございます。もし資料に不備がございましたら、こちらまでご教示いただければと存じます。

では早速ですが、ここからは辻井委員長に議事の進行をお願いしたいと存じます。

【辻井委員長】では皆さん、お暑いところをお集まりいただき、ありがとうございます。10日に第1回をやったのですが、引き続いて第2回で再々お出ましの方には大変どうもありがとうございます。

きょうは議事が3つございます。まず最初に、自然再生事業の推進についてということで、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【環境省自然環境計画課長(黒田)】 それでは、6月10日に開催されました第1回自然再生専門家会議の概要につきまして、前回の会議にご出席いただけなかった先生方もおいでになりますので概略ご説明、ご紹介をさせていただきたいと思います。

資料1、「第1回自然再生専門家会議議事概要 未定稿」で簡単にご説明をさせていただきます。6月10日、この部屋で7名の先生方にご出席をいただきまして、

第1回目の専門家会議が開催されました。

まず初めに、議題1として「自然再生事業の推進に向けた取組状況について」ということで、事務局より自然再生協議会の設置状況、それから概要についてご説明をし、あわせて農水省、国交省、環境省から代表的な取り組み事例、具体的な場所としては神於山、荒川太郎右衛門、釧路湿原、上サロベツについてご紹介をさせていただきました。その後、各委員からのご意見、主なものはそこにありますとおり幾つもございます、1つは国土全体について、縦割り行政の枠を打ち破った国土のランドデザインが必要。あるいは、自然再生がやりやすいところをやるのもいいが、国土全体の自然環境計画の大枠というものが必要である、というご意見がございました。

それから、対象地域の考え方といたしまして、自然再生事業を行う地域に隣接して存在する自然再生対象地域に影響を与えるおそれのある既存の公共事業、こういうものについてはあわせて検討を進めていくことが重要。さらに、生態系として機能させるためには、1,000ヘクタールを超えるぐらい広範囲で自然再生を行うべきである。それから流域全体での河川と農地の役割分担を考える場合に、農地にも河川機能があり、農地として使いつつ河川の役割も果たすという考え方もある点に留意が必要である、というご意見をいただいています。そのほか、幾つかこういう分野での意見が出ました。

それから、下の方に移って時間軸についてということで、常に人為的な働きかけが必要ということにならないように、自然のサイクルを踏まえての持続可能性も考えた上で長期・短期の目標設定を行うべきであるというご意見をいただきました。

それから全体的な進め方ということでは、自然再生は始まったばかりで現時点ではよい流れを止めないように、矛盾について批判するというよりも、よい点を見つけるようにした方がよい。試行錯誤してもらうことが大事だ、という意見を頂戴したところでございます。

それから、前回のご紹介ということで、前回議題2で専門家会議開催の考え方につきまして事務局から助言に当たったのしるしなり、開催頻度及び時期についてご説明を行いました。専門家会議は年2回開催、6月と12月を標準的な開催月にするというご説明をさせていただいたところでございます。これに関しまして、委員の先生方からは幾つもございますが、主なものを取り上げますと、実施計画については専門家会議の前にまとめて送付するというのではなく、実施者から送付があった時点で主務大臣としての助言の予定とともに、時間的余裕を持って事前に送付願いたい。これはそのようにしていきたいと考えております。それから、専門家会議で実施計画の適否を議論するには、国土全体の自然環境のあり方、枠組みについてのマスタープランが必要ではないかといったご意見。それから、さらに実際に自然再生プロジェクトをやっているリーダーが集

まって経験交流をしながら思想的、技術的なものを学び合える機会をつくることが大事であるというご意見も頂戴しております。その他、そこにありますとおり何点かご意見を頂戴しました。

前回の会議では、その後、佐賀県の檜原湿原地区の自然再生事業の実施計画についてご説明をさせていただきましたが、事務局から実施計画の中身に関しまして、自然再生推進法に基づく助言は不要という考え方もあわせてご説明をさせていただいたところでございます。

最初の実施計画であるということも踏まえて、本日の第2回専門家会議で追加的な意見も伺うことにしていただいたところでございますが、前回の専門家会議では、その下にありますとおり、希少種である植物の除去に当たっては一般の人の誤解を招かないよう解説板を設置したり、説明を行ったりするなどの注意が必要というご指摘、それから県全体でどうしてこの湿原が大事なのか説明できるようにしてほしいというご意見がございました。

以上が前回の専門家会議の概要でございます。こういうご意見、本日もさらにいろいろお伺いしたいと思っておりますが、この専門家会議でいただきましたご意見につきましては、この後7月の下旬までをめどに関係省の局長レベルの推進会議を開催して、そちらの方に先生方のご意見は報告をさせていただきたいと考えているところでございます。

それから続きまして、お手元の資料2という横長の「自然再生推進法に基づく自然再生再生協議会の概要」という資料がございます。これは前回の専門家会議でお配りしたものを少しリバイスをしたものでございます。変わりました点は14にあります、下から2行目ですが、「蒲生干潟自然再生協議会」、これが昨日6月19日に設立されたということで、これでトータル14になったということでございます。この後ろの方に「蒲生干潟における自然再生の取組について」ということで、取り組み概要につきまして説明をしておりますので、参考にいただければと思います。

事務局から以上でございます。

【辻井委員長】 どうもありがとうございました。

ここまでの説明についてのご質問、殊に前回ご出席でなかった方々、もしございましたら、どうぞご質問をお願いいたします。

小野先生、いかがでございますでしょうか。ございませんか。

【小野委員】 特にございません。

【辻井委員長】 広田先生、よろしゅうございますか。

鷺谷先生、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

【辻井委員長】 それでは、ここまではないというご意見ですから、鈴木先生、特に、よ

るしゅうございますか。

それでは、次の議題2、「檜原湿原地区自然再生事業実施計画について」に移ってよろしいでしょうか。

では、計画について最初のケースでもあって前回説明をしてもらったんですけど、前回ご欠席の方もいらっしゃるわけですから、この点についてどうでしょうか。説明は改めてやると時間かかりますね。よろしいですか。ただ、お目通しいただいているかどうか。広田先生はお目通しいただきましたか。

【広田委員】 ざっと見てきましたが、今日は神於山だと思って、そちらを中心に勉強してきました。

【辻井委員長】 そうですか。小野先生もお目通しいただきましたですか。

では、もしお気づきの点、あるいはこういったことを含めてもいいんじゃないかというようなことがございましたら、お話しいただけますか。では、鷲谷先生からどうぞ。

【鷲谷委員】 一般的なことかもしれないんですけど、できれば何らかの行為をするわけですけれども、その行為で何が起こるか、それが期待されるかについて予測をすることになると思うんですが、根拠とともに予測を明確に記していただいて、例えばある植生をはいだ後、何がどういう順番で起こっていきそうなのか、どうしてそういうふうを考えることができるか。これまでの似たような行為の結果からわかっているということがあるかもしれないし、予備的な調査によって、例えば土壌シードバンクであるとか、そういうものに対しての知見があるとか、あるいは周りの植生の動態などを見ていて、それが予測されるということかもしれません。

そういう説明が、自然再生事業は順応的に進めるということになっていきますけれども、そうすると、やはり計画というのは仮説のようなものだと思いますので、仮説というからにはある程度の科学的根拠を持って立てられるものですから、そういうものが読み取れるような説明があるといいと思いました。ちょっと十分に、読んだだけでは理解できないところがあったものですから。

【辻井委員長】 ありがとうございます。どうぞ。

【小野委員】 割と似ているんですけど、今日は神於山、今から説明があるんでしょうけど、佐賀の分も含めて、自然再生事業全体として5つほど注意しなければならない点はあるんじゃないかと思って、いつも考えていたのです。それは当然、皆さんよくご存じの法的な整備であるとか、それから経費の問題であるとか、それから実行責任の問題であるとかいうんですけども、それ以外にやっぱり目標値の設定というのは一番大事なんじゃないかなと私は感じております。

例えば佐賀の檜原の湿地にしても、湿地としてどういうものを再生することを目標にし

ているのか、当然それから先の維持の問題というのが入ってきますのでね。目標値といったら値になってしまうものですけど、それではなくて全体的な、場合によっては目標年内になるかもしれませんが、目標というのをちゃんと明確にしておかないとまずいんじゃないかなということを感じております。

【辻井委員長】 ありがとうございます。どうですか。

【鈴木委員】 鷲谷先生、小野先生と全く同じで、全部全体の計画に絡むことだと思うんです。今言ったのは目標値で、私は達成度というか、これは自分でやる、自分でやるというのはそれぞれのできたプロジェクトがどこまで達成できたか、自己評価でいいと思っいるんです。ですから目標値と同時に何年かたったときにどこまでできたのかということも自己評価、言葉がいいかはちょっと語弊がありますがけれども、ご自分たちで判断する。それがやっぱりステップアップにつながるんじゃないかなというふうに思います。

【辻井委員長】 要するに、モニタリングしていった方がいいじゃないかということでしょうかね。途中でどういうふうに動いていくのか、小野先生がおっしゃったように、ターゲットを決めておいてと言ったけれども、その予定どおり……。

【鈴木委員】 モニタリング自体はこういうのにセットされているんですが、モニタリングと同時に、当初予定したものに対してやっぱり達成度といいますか、それがどういったのか、予測どおりにいったのか、いかなかったのか、あるいはそれがよかったのか。

【辻井委員長】 なぜいかなかったか。

【鈴木委員】 はい。そういうところのチェックが必要じゃないかなと思います。

【辻井委員長】 ありがとうございます。広田先生、どうぞ。

【広田委員】 質問でも構いませんか。

【辻井委員長】 結構です。

【広田委員】 檜原の実施体制についてちょっと質問です。私も去年グランドワークいわてというNPO法人を立ち上げて、川づくりで協働のコーディネーターなんかをやっているんですけども、この檜原の事例も次の神於山もそうなんですけれども、多様な主体を連携させて一言で言いますけど、これ大変難しいことで、進行管理と連絡調整するキーパーソンがかなり働ける状況をつくっていかないと難しいと思うのです。

この檜原の地域ではだれがそれを担うかということなんです。当面は市町村の方かなと思うんですけども、地元でのボランティア団体ございますよね。あと地域住民が連綿と続けてきた実績というようなこともあるんで、地域の自治会とか行政区とかも恐らくかかわってきているんだろうと思うんですが、そこら辺の計画自身の推進体制をもうちょっと、この資料からだけでは少し読み切れなかったところがあるので、もし補足をしていただければありがたいんですが。

【辻井委員長】 なるほど、わかりますか。じゃあ、どうぞ。

【環境省自然環境計画課課長補佐（木村）】 はい、わかります。事務局を担当しております木村と申します。

檜原地区はNPO自体は、3年前にできたのですけれども、その前に昭和50年代からもともとは湿原の写真を撮る方々が集まった団体がございます、それが檜原湿原の悪化とか盗掘とか、そういうものを防ぐような活動を20年くらい前からやっておりました。そのような運動が盛んになりまして、今回の自然再生の運動と一緒にになりまして3年前のNPOの結成に至っております。

こちらのNPOの方々は、ほぼ毎日3名ずつくらい現地で管理しておりまして、日曜日は7名ほど現地にいるような形になっております。こういうような形でNPOの活動が盛んになっておりまして、このNPOの方が中心になりまして、こういう運動のコーディネートがなされております。

地元の方につきましては資料の最後の方に書いていますけれども、手をつけない湿原ではなくて、常に例えばコケの採取とか行われた、活用されたところですし、あるいは真ん中に鎮守の森とかありますので、その管理団体、あるいはため池がございましたけれども、ため池の管理等で地元の管理団体がございまして、そのような団体の活動とNPOの活動が連携しまして、このような活動の推進母体になっております。

現在は県の環境課を中心にコーディネートされておりますけれども、予定としましてはこの事業完了時に団体をつくりまして、そちらの方で管理をまとめて行うような計画を持っております。

【広田委員】 もともと任意団体があつてNPOとされて、そういう団体が活動母体になるというのはわかるのですけれども、行政とか地元の自治会なんかも全部あわせて進行管理、連絡調整やろうとすると、なかなかNPOだと仕切りにくい面なんかもあると思います。やはり行政、村なら村なんかがちょっと入っていかないと全体のまとめがやりにくいような状況も一般的にはあるのですが、ここの場合は、もう長年の活動実績があるから、そのNPOの方が行政とか地元も含めた全体のコーディネーションをすることに信用があるということなんですか。

【環境省自然環境計画課課長補佐（木村）】 現在キーパーソン、進行管理については佐賀県のくらし環境本部環境課の方で中心になって進めております。

【辻井委員長】 これはここに事務局が、佐賀県環境課となっておりますよ。再生協議会をつくった段階で。

【広田委員】 ただ、県の事務局は担当が変わればつながりが失われてしまうので、たまたまそういう担当者の方が熱心にやればいいのですけれども、その後は大体引き継ぎが悪い

ですよ。

最終的には、この湿原を管理する団体を、NPO法人としてつくろうということですね。それは、今あるNPOを中心としたものになるということによろしいですね。

【環境省自然環境計画課課長補佐(木村)】 そうです、NPOを中心にして住民団体とか専門家とか村とか県も加わりまして、維持管理団体というものをつくっていく計画です。

【辻井委員長】 管理団体はともかくとして、協議会がつくられると、今、先生おっしゃった引き継ぎは自動的にというか、必然的にやらざるを得ないんですよ。

【広田委員】 形式的にはそうかもしれませんが、ただ、人がかわるとなかなかうまく引き継がれないことがよくあることでして……。

【辻井委員長】 それは協議会というのは、それを一遍つくとそれはもうやらざるを得ないわけですよ。途中で消えることはあり得ないですから。

【広田委員】 形としてはそうですね。

【辻井委員長】 形としてではなく、実際にどこでもやっているのはそうです。それは人がかわったからなくなるということは考えられないと思います。

よろしいですか。

【広田委員】 はい、結構です。

【辻井委員長】 ほかにいかがでしょうか。榎原のことにつきまして、最初申し上げたように、この前説明を聞き、いろいろなご意見をいただいたのですけれども、たまたま今日引き続いて2回目があるものですから、早く言うと閉じてしまわないで開けておいたわけです。それで今日新しいご意見を伺ってよろしければ、これで事務局原案のとおり皆様方のご意見、ご助言はそのまま含めて伝えますけれども、ということで進めていこうと思えますけれども、よろしいでしょうか。

【小野委員】 気になっていることがあるんですけども、金の切れ目が縁の切れ目というような話があります。どういう事業だってヘゲモニーの問題があると思うんですよ。どこが素人でやるのかという問題は、今のNPOの議論を聞いていると、何かどこがやるかという話は相当最初から、そのところで明確にしておかないと動きにくいんじゃないかなという感じもします。

それは同時に、ヘゲモニーをとって頑張っているところというのは責任を伴っているんですね。できなかつたらその組織の責任になるというぐらいの強いものだと思っただけですけども、その辺が例えばグリーンダム構想なんかでよく言われているように、行政は金は出すけど口は出さないという言い方であらわされていますけれども、じゃあ、どこがどういう考え方でどういう目標で責任を持っているのかということからは、それぞれの事業によって形は違ってくると思いますけれども、画一的には言えないと思うんです。それを

相当明確にした上で組織というものを考えないと、本当にただ集まって言っているんですけど、それぞれ自分のところの都合で表現するというようなことになって、発言するというようなことになってしまうんじゃないかなと。私が今、自分の町でそういう目に遭っているものですから。

【辻井委員長】 今の小野先生のご意見というか、ご心配になっていて、檜原の場合の事業主体というのは、これはどこになるんですか。いろんなことをやるのはこのNPOというか、その土地で一生懸命になっている人なんだろうけれども、協議会を立ち上げてやるからには金も必要なわけだし、計画つくってちゃんとやらなきゃいけないと。これ事業主体はどこになっていますか。佐賀県ですか。

【環境省自然環境計画課課長補佐（木村）】 この計画の事業者は佐賀県です。

【辻井委員長】 佐賀県ですね。どうぞ。

【鷺谷委員】 一言だけ。今のことというか、ここの計画を見て感じたことなんですけど。一般論なんですけれども、順応的な取り組みというのは、単なる試行錯誤であってはいけないんじゃないかと思うんですね。それで、先ほど言ったように、ある程度科学的な根拠をもってこれが一番いい計画だということをアピールするのと同時に、これは起こしてはいけないということが、簡略的に自然を変化させてしまって、もう取り戻すのが難しくなるような状況をもたらすようなことは避けないといけないと思います。

それで、2つありまして、1つは保全上何らかの意味で重要な生物の地域系統の局所的絶滅をもたらすようなことというのは、それは取り戻すのが難しいので、最初から意識して避けるべきだと思いますし、もう一方では、手ごわい侵入生物が入ってきて蔓延してしまうと、もう戻すのは難しいことがありますので、そういうおそれがないかどうかというのは慎重に、どんな計画でもそうなんですけれども、その2つは起こさないということを前提にした試行錯誤でなくてはいけないのではないかと思います。

【辻井委員長】 ありがとうございます。非常に重要なご指摘だと思います。

ほかによろしゅうございますか。

（なし）

【辻井委員長】 それでは、今日いただいた新たな視点からのご意見を含めて、檜原の方にお伝えいただくということにさせていただきたいと思います。

よろしいですか。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 今日のご意見ありがとうございました。今、辻井委員長からもお話がありましたとおり、この場での議論というのがきちんと実施計画の作成者、あるいは関係する協議会のメンバーにきちんと伝わるように前回、それから今回の専門家会議の議事概要、それから議事録を公表する形にして内容が伝わるようにしてい

たいと考えております。

また、前回の専門家会議でもお話ししましたが、この檜原の実施計画につきましては、自然再生推進法と基本方針を踏まえて作成しているということで、この推進法に基づく助言というのは要しないと考えているところでございます。

【辻井委員長】 では、そのようにどうぞ。

その次に議題3に入りたいと思います。神於山地区自然再生事業実施計画、これは実施計画が提出されたものですから、これについて概要、助言についての考え方のご説明をお願いします。

【林野庁森林計画官（河野）】 それでは、大阪府並びに神於山保全くらぶより送付のありました、神於山地区生活環境保全林自然再生事業実施計画につきまして、事務局よりパワーポイントを用いて説明させていただきたいと思います。なお、お手元に資料3といたしまして事業の全体構想と事業実施計画の概要、それから参考資料といたしまして、それぞれの本体の写し、そして神於山のパンフレットをお配りしておりますので、必要がありましたらそちらもご覧いただければと思います。

まず、神於山の概要についてですが、場所としましては大阪府の南部の岸和田市のほぼ中央部に位置しておりまして、標高は300メートル足らずの山でございます。漢字で「神のおわす山」というふうに書きますとおり、信仰の対象ともなってきた山でございます。市民の方々にとりましては大変なじみの深い、地域のシンボリックな存在となっております。しかし、近年松くい虫の被害の発生ですとか、人と山とのかかわりの減少などの要因によりまして、特にタケ類が拡大繁茂するなど、里山環境の悪化が見られる場所ということでございます。

左の図が、大阪府により撮影されました赤外線カラー写真図で、右の図はそれをもとに森林ですとか農地ですとか、そういったものを色分け区分した図でございます。右の図で緑のところは森林に当たりますが、丸のところは神於山でございます。まさに都市部と奥山部の間にまとまった緑として残っているということがおわかりいただけるかと思いません。

神於山の自然環境について簡単に見てみますと、まず地質といたしましては大部分が花崗岩類から形成されております。また土壌について見てみますと、主に褐色森林土壌と乾性褐色森林土壌といった土壌が広く分布をしております。

続いて植生を見てみますと、大きく森林植生といたしましては常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、竹林、スギ・ヒノキ林、イロハモミジ林、最後の2つは植林されたところですがけれども、こういった大きく分けると5つのタイプ、さらに詳しく分けると9つのタイプに分けることができます。この図におきまして黄色の部分が竹林を示しておりまして、後ほど

説明しますとおり、管理されなくなった竹林の拡大という問題が、この地域において現在最も懸念されている問題の1つになっております。

続いて生物分布を少し見てみますと、神於山一帯におきましては、シダ植物以上の高等植物としまして、538種類が記録されております。また、哺乳類5種類、鳥類71種類などが確認されております。これらの大部分につきましては、ごく普通に見られる種類ですが、確認された植物の中にはスズサイコやカギカズラといった比較的注目すべきものですが、昆虫類ではヒメヤママユやヒナカマキリといった注目すべき種が記録をされております。また、鳥類といたしましてはハチクマやオオタカ、ノスリといった自然生態系の頂点に立つ、そういった種類も確認をされている場所がございます。

こういった自然環境を有しております神於山が、自然環境保全上の課題としまして放置竹林、つまり、適正な管理がされなくなった竹林でございますけれども、これの拡大という問題が挙がっております。赤色のメッシュのところは平成5年当時の竹林の分布、黄色のところは平成15年における竹林の分布でございます。具体的に面積で言いますと、平成5年当時はこのエリアで約47ヘクタールの竹林がございまして、平成15年になりますと約59ヘクタールということで、この10年間の間に約12ヘクタールの竹林の拡大が確認されております。特に放置された竹林の中においては、タケがかなり過密な状態で生えておまして、そのまま放置しますと中下層の多様な植生が消滅するおそれがあるということが指摘されております。このことはさまざまな生物の生息生育空間を奪って里山の持っている豊かな生物多様性の低下を招くということで、大変懸念されている点でございます。

このため、地元ではこれまでも多様な主体によりまして、様々な活動が実施されてきたところでございます。例えば地元の岸和田市さんでは、平成11年度から里山ボランティア育成講座を開設いたしまして、里山林の整備に関心を持っているボランティアの育成に力を入れられているところでございます。また、大阪府さんの方では、昨年度から生活環境保全林整備事業ということで、水土保持機能が低下した保安林を対象に事業を実施されているところでございます。

また先ほども紹介しました、岸和田市の里山ボランティア育成講座を受講された市民の方々からなる「神於山保全くらぶ」におきましては、タケの除去活動ですとか、森林環境教育活動が行われております。また、大阪府漁連青年部の取り組みですが、「なにわの森づくり協議会」ということで神於山において森づくりを行うといった活動も見られているところでございます。

こういった背景を踏まえまして、平成15年9月に岸和田市が事務局となりまして、関係機関や市民団体など多様な主体からなる神於山保全活用推進協議会が設立されております。

す。その後、この協議会の目的が自然再生推進法の理念と相通じるということで協議会での議論を踏まえまして、関係行政機関ですとか地元専門家などを新たにメンバーとして加えまして、平成16年5月に自然再生推進法に基づく自然再生協議会へ移行したところでございます。その後、協議会の下に全体構想策定部会などを設けまして、議論を重ねて昨年10月に全体構想が策定されております。また引き続き、協議会の下に実施計画協議部会を設けまして、今月初めの協議会におきまして大阪府、並びに神於山保全くらぶより作成されました事業実施計画について了承がされたところでございます。

なお、協議会の構成といたしましては、地元住民の代表の方13名、地元専門家の方1名、NPOなどの各種団体の代表の方が9名、地方公共団体としまして大阪府及び岸和田市より9名、そして関係行政機関としまして林野庁及び環境省より3名、合計36名から構成されております。

こうしてこの協議会において策定されました神於山地区自然再生全体構想の概要について、簡単にご説明させていただきます。

自然再生対象区域といたしましては、東西に延びる2本の道路と南北に延びる2本の道路、これに挟まれましたエリアでございまして、一般に「神於山」と呼ばれているエリア、面積にしますと約180ヘクタールのエリアを対象区域としております。

全体構想におきましては、まず自然再生理念が掲げられております。これには3つありまして、1つは森・川・海のつながり、それから2つ目として人と自然・人と人とのつながり、3つ目といたしまして里山とまちとのつながりということで、この3つのつながりを自然再生理念として掲げているところでございます。

また、自然再生の目標といたしましては、長期的な目標、これは100年後の目標ということですが、里山の再生というのを挙げております。また当面の目標、こちらは今後10年間で取り組むべき目標ということですが、こちらといたしましては竹林の適正な整備を挙げているところでございます。

長期的目標の里山の再生におきましては、その方向性といたしまして「自然植生の保全と回復」、「活力ある森の再生」、そして「市民が親しめる自然の再生」の3つの方向性を打ち出しているところでございます。また、当面の目標である竹林の適正な整備につきましては、「竹林の拡大防止」、「竹林の適正な管理」、「タケの利活用の推進」という3つの方向性を打ち出しているところでございます。

続きまして、事業実施計画の概要について説明させていただきます。

まず、実施者でございますけれども、大阪府と神於山保全くらぶの2者でございます。両者の事業が密接に関連をしているということで、共同で計画を作成しているところでございます。

事業実施区域といたしましては、180ヘクタールの自然再生対象区域の中の岸和田市の所有地であり、約37ヘクタールを対象としております。ここでまずモデル的に再生事業を行いまして、そのノウハウを蓄積いたしまして、将来的には対象区域の全域の自然再生につなげていくという考えでございます。

基本方針といたしましては、事業実施後も二次林として適正に維持管理していく必要があるということから、地域住民やボランティアの方々により維持管理が可能である活力のある森林の再生を目指すということを掲げております。

具体的な事業内容といたしましては、「荒廃森林のタイプ別整備」、「付帯施設の設置」、「モニタリング」の実施という3つが計画をされております。これらにつきまして、少し詳しく説明させていただきます。

実施者は、先ほども紹介しましたとおり大阪府と神於山保全くらぶでございます。区域につきましては、180ヘクタールの自然再生区域のうち、37ヘクタールでございます。この区域につきましては、主に岸和田市の所有する保安林ということで、ある程度のまとまりがあるということと、またタケが優占している林をはじめ、様々なタイプの植生が見られるということがありまして、区域全体の自然再生を考える上で有効であるという判断から、この区域においてまず先行的に事業を実施しようという考えでございます。

次に具体的な事業内容でございますけれども、この37ヘクタールにつきまして森林の状況をタイプ別に分けたものがこの図でございます。緑色の部分がタケが優占する区域でございます。約7ヘクタールが区域内に存在しております。また、ピンク色の部分がクズですとかササに覆われたヤブ状の場所でございます。約3ヘクタールが存在しております。また、青緑色に見えるところが常緑・落葉広葉樹が密生している区域ということで約18ヘクタール、そして黄色の部分は比較的良好な広葉樹林が残っている場所ということで約7ヘクタール、そのほかに広場や開放水面が1ヘクタール、そして適正な管理が可能と考えられる竹林として1ヘクタールが、このエリアの中に存在をしております。

これらの森林につきまして、それぞれの植生の状況を踏まえまして、整備方針を定め、整備方法、管理方法、植栽計画を決めまして、森林の再生を図っていくという考えでございます。

また、付帯施設の整備といたしましては、再生のための作業ですとか、その後の維持管理の際に必要な作業道路ですとか作業施設、それから普及啓発のための標識や案内板の整備を図るということにしております。これらの施設の整備に当たっては自然地形に配慮しまして、地形の改変を少なくする計画となっております。

さらに、モニタリングの実施といたしましては、事業計画に基づいて再生されました自然環境ですとか、タケの利活用の効果につきまして状況を検証し、整備方法にフィードバ

ックすることを目的として計画されております。これらにつきましては、学識経験者の方ですとか試験研究機関の協力を得て、ボランティアの方々とともに行うことにしております。

最後に、神於山保全くらの事業活動についてですが、神於山保全くらぶにおかれましては、これまでも主に約4ヘクタールほどの区域におきまして草刈りですとか除伐、それから里山体験活動といったボランティア活動が実施されてきたところでございます。こうした活動について自然再生事業としてとらえまして、大阪府とも連携を図りながら自然再生事業の実施者として今後も継続的に活動を実施していくということとなっております。

なお、本事業計画につきましては、平成17年度から19年度と、平成20年度以降の2つの期間に区切って事業を進める計画となっております。このうち平成17年度から19年度につきましては、主に大阪府が主体となって事業を実施いたしまして、20年度以降につきましては、神於山保全くらぶを含めたボランティアですとか、地域住民の方々を中心となって継続的な維持管理を実施するという計画となっております。その体制整備につきましては、現在既に進められているところでございますが、今後より具体的に進められる計画ということとなっております。

以上で、神於山地区自然再生事業実施計画の説明を終了させていただきます。

なお、自然再生推進法並びに基本方針に照らしまして、本事業実施計画については自然再生推進法に基づく助言が必要と思われる点はないと主務省庁としては考えているところでございます。

また、本日は実施者であります大阪府から、泉州農と緑の総合事務所緑地整備課の中尾総括主査、それから神於山保全くらぶから田口代表にお越しいただいておりますので、補足等がありましたら、よろしく願いいたします。

【辻井委員長】 じゃあ、もし補足してお話しくださることがありましたどうぞ。

【泉州農と緑の総合事務所 緑地整備課推進総括主査(中尾)】 大阪府の中尾でございます。今、ご説明いただきましたように、私ども大阪府と神於山保全くらぶが一緒になって、この神於山の自然再生に取り組もうということで計画を挙げさせていただいたわけでございますけれども、神於山の自然といいますのは、もともと特に貴重なものというか、そういうものではなくて、地域のシンボルとして、また地域住民がずっとそこにかかわって育ってきた山でございます。その山が竹林の拡大と、それから社会情勢の変化に伴いまして、広葉樹林におきましても手を入れなくなったと。現在ではもう手を入れるにも入れられないような状態になってきたというのが現状でございます。それを昔の状態に戻そうと、みんながかかわってきた。特に地域の住民の方が、ここでかかわってきたような山に戻そうという取り組みというのがこの事業のねらいでございます。

ここの中で先ほどご説明にありましたように、タケが一番の課題ということで取り組むわけでございますけれども、従来ございました果樹園の跡地とか、広葉樹林に拡大してきたタケについては切っていこうとしております。ただ、全部切るわけではなく、維持管理可能なところ、特に道沿いとかということについては竹林として維持していこう、そういう整備を図っていくということで現在計画しております。

以上でございます。

【辻井委員長】 ありがとうございます。保全くらぶの方、何か。

【神於山保全くらぶ(田口)】 保全くらぶの田口でございます。今ご説明いただいたところですが、もう少し広い視野で見ますと、岸和田の北の地まで丘陵部でして鉄道が既に延伸してきております。その周りの丘陵部での開発が非常に進んでおります。南の地でも丘陵部が開発されております。この地域もかつては民間業者によって開発が考えられたところですが、わけあって現在は市の土地になっております。この土地を市が保全林として維持していくということでございますので、私たち住民としてもその姿勢を積極的に受けとめて、緑の財産として子孫に伝えていくことの重要性を考えて取り組んでいるわけです。

私達は小さな団体でございます。現在、会員67名で来年には80名まで増えると思っておりますが、月2回の定例活動、平成16年度で活動日が約74日、大体52日間は山に入っているぐらいの活動です。その団体がおこがましくと申しますか、こういう実施計画を策定するということですが、ボランティア団体としても全体構想を受けとめて積極的に参加していくことが大事ではないかと思ひ、その中で、自分たちのできる範囲での主体的な取り組みをするということの意思表示として、この実施計画を考えました。

その中で、小さな団体におきまして、全体活動に沿う形で自分たちの考えている再生のあり方を具体化していく場ということに位置づけまして、その中により多くのボランティアを巻き込んでいきたいというふうに考えております。

将来、中・長期的になりますけれども、大阪府の方で進められた基盤整備を踏まえまして、中・長期的な活動を支える準備をしていきたいと思っております。それは1つはボランティアの育成と岸和田市独特の市民協議会というのがございまして、これは教育問題とか福祉問題に取り組んでいる団体ですが、現在、春木川をよくする会という川にかかわる活動をしておりまして、年2回、大体2,000人から3,000人の参加で河川の浄化活動をしているような団体です。そういう活動が協議会同士できますので、拠点整備をしていながら、定着したボランティアをつくる体制と、もう一つは協議会のような組織動員されたボランティアを受け入れていくような体制をつくってきたいということを考えております。

そういう意味では、私どもの活動を刺激としてより多くのいろんな団体が積極的に活動していけるきっかけとなればというようにして、実施計画に取り組んでいるところでございます。

以上です。

【辻井委員長】 どうもありがとうございました。

それでは委員の方々のご意見、ご質問を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

鷲谷先生、どうぞ。

【鷲谷委員】 里山の再生ということを長期的な目標としていらっしゃるということですので、この地域の里山をどう見るかとか、新しいこの地域の里山はどうあるべきかというような思想のもとにこの計画ができているんだと思うんですけども、少しわからないというか、不思議に思いましたことがあります。

1つは、この地域ですから、里山といえばため池というのがかなり重要な要素であったのではないかと思います。地図を見ると藤尾池という池があるんですね。この地域で里山と言いましたけど、日本の里山というのは生き物が豊かな理由として、1つは樹林と水辺のつながりということがあるんだと思います。この計画の対象になっている地域にもある程度広い集水域があるんですけども、それをどう考えるのか、そのような樹林と水辺のつながりのようなことを意識するのか、しないのかというようなことを1つ伺いたいのと。

もう一つ、里山の自然というのは、もともとのその自然環境と人間活動との合作のような自然ですので、かつて里山の生態系が健全な時代にはどんな人のかかわり方があったか、樹林をどのように利用しながらどんな管理が行われていたか、ため池などもそうだと思うんですけども、そういうことに対する認識というものが1つあって、これからのことを考えていくということが重要だと。もちろん、現場ではいろいろ議論したり、そういう調査とかされて、最終的には竹林をどうするかということがとても緊急に重要なことなので今の計画になっているんだろうとは思いますが、長期的に見て里山を再生するということになると思うと、そのあたりについても認識なり、モニタリングとかあった方がいいような気がしたんですけど、何かお考えがあるのかどうかを伺えたらと思います。

【辻井委員長】 これはどなたがお答えいただけますか。1つは、ため池はどうなんだろうということと、もう一つは、かつていわゆる健全な自然環境、自然があった時代に人々とどういにかかわりを持ったのだろうか。大体その2点だと思うんですけども、いかがでしょうか。

【泉州農と緑の総合事務所 緑地整備課推進総括主査(中尾)】 ため池の件でございませうけれども、この地域の中に藤尾池という池がございまして、神於山保全くらの活動地

の一番のメインの場所として位置づけております。従来、竹林が茂っていたときにはほとんど水も枯れたような山でございましたけれども、今、整備をやっていただいてタケを切ったところ、また水が出ました。また池としても満杯になるような状況にもなっております。

ここの泉州地域、大阪でも泉州地域と申しますのは、もともと雨の少ないところで、ため池の多いところでもございました。今現在、この藤尾池を使って農業されている方は3軒ほどでございますけれども、農業のためのため池というよりも、この保全活動の中の1つの拠点としての池という位置づけで、ここは利用していきたいというふうに考えております。

もう一点、過去の里山としてここのかかわりですけれども、神於山はアカマツ林でございまして、所有者のほかにアカマツの松の枝を切ったり、落ち葉を拾ったり枝をとったりというような、そういう地域の芝の採取地としてかかわりがあったところです。今後これを地域住民中心に整備していく、里山として復活させるに当たって、従来でしたら地域の方々がそういう落ち葉を拾うというような活動でかかわってきた分をどういう形で今後かかわってもらうか、そういう点も今後の協議検討課題として、この事業計画に協議会として考えていこうというふうに位置づけております。

当面、今、目の前にありますタケの問題ということで挙げておりますけれども、最終的には地域住民の方が山を管理していく、ボランティアはそれの手伝いをさせていただく、また行政もそれの手伝いをするというふうに考えております。

【辻井委員長】 ほかにいかがですか。どうぞ。

【池谷委員】 ちょっとわからないところがあるんですが、要するにこの事業は里山再生事業なんですか。それとも自然再生事業なのか、ちょっとわからないところがあるんですが、自然再生ということになりますと、基本的に生物多様性をどう守るか、どう取り戻すかということになりますから、当然その管理の仕方とか、処置の仕方がかなり違ってくるのですね。例えば100年前の里山を取り戻そうということになりますと、それは生物多様性は2番目になっちゃう話なんですね。その辺のところをしっかりと見きわめる必要性があるのかなと思いました。

それは、実は横長の資料の、「自然再生整備事業」というこの資料がございます。これの第3章というところがございますが、6ページでございます。その「自然再生整備のゾーン区分」というものがございまして、これを見ますと「各ゾーンの特性に応じた自然再生を図る」と書いてあるのですね。考えると逆からなんですね。自然再生を図る中で、ゾーンはどうするかということを考えるんじゃないか。6ページの図がございましたけれども、まなぶゾーン、そだてるゾーン、つどうゾーン、あそぶゾーン、つたえるゾーンと、こう

あるわけですが、自然再生事業を考えたときにこれをまず決めるんじゃなくて、先にまずどういう自然を取り戻すかということを決めておいて、その中でどこが遊ぶのがいいのか、どこが学ぶのがいいのかと、こう決めていくんだらうと思うんですね。この辺のところは順番が違うのかなと。つまり根本的な問題として何をするのかと、よくわからないところがあります。

それは、例えば里山管理ということは最近全国的によく行われていますけれども、とかく生物多様性はどこか飛んじょうことが多いんですよ。下草を刈って木さえ残せばいいというようなところもかなりあって、大変心配なところがあるものですから、ここはどういうことを考えて、一番簡単なのはどういう野生生物を守り、継続して守っていくのか。特に大きな問題が、先ほどありましたハチクマですとかオオタカ、ノスリがいるんだということですから、これ大変なことですよ。こういった野生生物のアンブレラ種というものです。これがどう生息していけるかということは非常に大きな目標になるわけですが、そういったことを考えたときに今のこのゾーン分けが正しいかどうか、何だかちょっと心配になるところなんです。

【辻井委員長】 その辺はご意見いかがですか。

【泉州農と緑の総合事務所 緑地整備課推進総括主査(中尾)】 このゾーンという部分、まず最初に里山再生か自然再生かという面でございますけれども、私どもこの神於山を考えたときに、神於山は里山として利用されてきた山、里山というのがその目標の自然ではないかなというふうにとらえました。

本来、原生的な自然といいますのは、この近くにも意賀美神社といって大阪府の自然環境保全地域になっているところ、また少し上にはブナの天然記念物の山とかございますけれども、ここは地域の前山としてずっと長い間人がかかわって整備されてきた山であり、人がかかわることによって多様な生物がすめる状況になったと。それがタケがはびこってくることによって下草がなくなり、また木がなくなり真っ暗な状況になって生物多様性がなくなってきたのではないかと。そこで今、取り戻すべき自然というのは、今の多様性の面からも里山の状況というのが神於山における自然再生ではないかということで考えました。

それから貴重な動物、鳥なんかの部分でございますけれども、過去の調査の中でオオタカとかノスリとかというのは、これは後ろの和泉山脈の山系からのえさとり場や通過地点になっておりまして、最近ちょっと見かけなくはなりましたけれども、えさとり場としての利用がされてきたのかなと。ここに猛禽類が繁殖しているということではなしに、えさになるような動物、野ウサギとかがすめるような、そういう生態環境というのを取り戻すというのも必要かなというふう考えております。

【池谷委員】 よくわかるんです。しかしながら目標を、やはり生物多様性が今日本全国的に落ちているわけで、それをどう回復させるかということが主たる目的なので、できればここもどういう生態系を取り戻すのかという、それをやっぱりはっきり書いてもらったらいいんじゃないか。里山といいますと、ぼやっとして何を目標にするのかよくわからない。かなり何やってもいいという格好にとられがちですから、はっきり生物多様性ということを出した方がいいのかなという感じがします。

【辻井委員長】 ただ先生、生物多様性国家戦略でも、里山というのは1つは重要なポイントというか、含めていますから、里山が生物多様性と矛盾するものではないだろうと私は考えますけれども。つまり、人がかかわって全く新しい生態系ができるかもしれません、むしろその方が生物多様性高いという場合もあり得るわけですね。

【池谷委員】 全くそのとおりです。

【辻井委員長】 その点では矛盾はしない。

【池谷委員】 そのとおりですね。全くしません。その辺もう少し鮮明に目的、目標をきちんと……。

【辻井委員長】 先生のおっしゃることはよくわかります。ありがとうございました。

ちょっとすみません。小野先生が先ほど、どうぞ。

【小野委員】 似たようなことだったんですけれども、目標値がやっぱりはっきりしてないなと思ったものですから、何を目標にするかということはちゃんと、これ3つ書いてあるんですね、理念として。理念をまとめると、一体どこへ行くんだろうかなと。一種の、この地域の神於山の昔からある文化をつくっていくのかなという感じで私は受けとめておったものですから、それはそれでいいかと思っておりましたけれど。今の話を聞いて、もうちょっと整理した方がいいなという気持ちであります。整理の仕方、幾通りもあると思います。

そういう大きな戦略目標みたいなものをつくって、実際にやっていくのは戦術として竹林というのが表に出てきたわけでありまして、それはそれでいいと思っているんですよ。現在、各自治体ともモウソウチクとどうやって戦争しようかと思ってみんな悩んでますので、その戦争のやり方をきっちりサンプルで示してくれば、それはそれで結構実質的に役に立つとは思いますが。

ただ、そういう場合に、例えばモウソウチクだけの森なのか、マダケがあったりハチクがあったりというような状況の中でモウソウというものに位置づけたのか、その辺のところの、もうちょっと生物的な根拠というのは必要かもしれません。

【辻井委員長】 ありがとうございます。鷲谷先生、どうぞ。

【鷲谷委員】 今の議論にかかわることなんですけれども、恐らく猛禽の保全上の意義の

ある計画になっているんじゃないかと私は思うんですが。と申しますのは、かつてのようによく使われていた雑木林などですと、林野の空間も広いですし、ネズミなんか動いて見えますので猛禽がかなり利用するんですね、えさをとる場所として。

ですけれども、今のようにタケが密生してしまうとか、あと常緑のものなども入ってヤブのようになってしまいますと、林の中に全く空間がないことが生物保存上も問題になっていると思いますので、ここの計画にあるような、ある程度明るい整備された林をつくるということは、猛禽という点からも意義があるかと思うんですけど、そんなことが書き込まれていてもいいかもしれませんね。こういうのに保有整備をすると、こんな生き物にとってえさ場になるとか、こういう植物がまたふえてくるかもしれないというようなことがあると、説明がしっかりできたということになるのかもしれないですね。

【辻井委員長】 しかもおもしろいですね。そういう予測を立てておいてというと、おもしろいですね。

【鷲谷委員】 そうですね。猛禽が利用するようになると思います、近隣に生息していれば。

【辻井委員長】 どうぞ。

【鈴木委員】 里山については、この竹林の戦略というか、これは1つのケーススタディとして非常に意味のあることだろうと思うんです。そのときに、時間軸といいますか、短期的にどうする、長期的にどうするということをお考えいただきたいと思うんです。

一般的にタケの侵入を止めようと思えば、そんなに難しくないと私は思います。そんなに根が深いわけじゃありませんから、浅いところに張っています。もう一つは長期的に、これ100年戦略まで入っていますので、長期的に見ますとタケは自然枯といって5、60年たつと全山枯れてしまいます。そういうときにどうするか。つまり、こういう竹林の扱いのときに一辺倒のやり方をしないで、幾つかのケーススタディーとしてやります。思ったとおり全部がいくわけじゃないと思いますので。

こういう処方をしたときにはどうなったか、あるいはこのように予定したときはどうなったかと、自然枯なんかも含めて全山枯れたときにどうするかというようなこともできるような弾力性を持って計画してもらえると、ほかのタケに悩んでいる場所を含めていいケーススタディーになるんじゃないかと思います。全部一色でやらない方が私は、その後非常に参考になるんじゃないかと思います。

【辻井委員長】 なるほど。今のは非常におもしろい視点ではないかと思うんですね。この間も鈴木先生、そういった意味のご発言されてましたね。ここではあれなんですか。前にタケが枯れたというような記録とか言い伝えとか、そういう資料、情報みたいなものというのはまだない。あるはずですよ、歴史的に非常に古いところだとすると。

それはこの間、進士委員も似たようなことを言ってらっしゃったですね。歴史的に非常に古い、宗教的にもそういうところだとすると、そういうのは1つのターゲットになるんじゃないのか、そういう姿がターゲットになるんじゃないかということをおの間、風景的な意味でもそうだとおっしゃったんですが、そういうタケのサイクルなんて明らかにありそうだと思うんですけども、いかがでしょうか。

【神於山保全くらぶ(田口)】 タケが入ってきたのは最近でして、それまでは、全体構想の絵図にもありますように、タケはほとんどなくてマツが中心での山でして、近年ミカン畑で開発して手を引いた後に竹林が拡大してきたという状況にあります。それ以前は、竹林でタケノコ栽培が1つの産業だった時期もあります。その後の放置竹林がミカン畑に拡大したということでの……。

【鈴木委員】 そうしますと、一応ここで100年計画というのがありますので、当然、過去にないとしても将来50年先はやっぱり見越さなくちゃいけない。そういうときにどうするか、何年先に来るかわかりませんが、多様化というのは非常に重要な課題だろうと思います。

【辻井委員長】 なるほど。歴史的なこと、よくわかりました。ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

【広田委員】 保全くらぶの方に質問なんですけど、地域のコミュニティーとの関係がどうなっているのか。くらぶの中に地元の方はどのくらい入っているのですか、あるいは全員地元なんですか。

【神於山保全くらぶ(田口)】 9割地元です。市民です。

【広田委員】 ああ、そうですか。ただ、市民というのは、この計画区域内に土地を持っているような住民なんですか。

【神於山保全くらぶ(田口)】 土地を持っている住民は1人です。

【広田委員】 1人ですか。ということは他は岸和田の市民ということですね。それから協議会のメンバーの中に町会というのが入っていますが、この町会とのかかわりはどうなんでしょう。町会では今は余り山の方はやってないと思うんですけども、道普請だとか溝さらいだとかと、いろいろ従来からやっている活動があると思うんですが、そこら辺とのかかわりはどうなっているのでしょうか。

【神於山保全くらぶ(田口)】 この中に社寺林といいますか、共有林がございまして、座中というんですけども、その座中がかかわっている、それは自分たちで管理をしています。

それともう一つは意賀美神社の社寺林もございまして、その意賀美神社の氏子たちがやはり管理をしている部分があります。それと、季節ごとのだんじり祭りの前になります

と、各町が分担して一斉に林道を清掃するというようなこともあります。

それで、協議会のメンバーの中の、協議員の中には地主さんもかなり入っておられます。

【広田委員】 それは、要するに管理する場所をくらぶさんの方とうまく棲み分けているというような感じですか。

【神於山保全くらぶ(田口)】 そうですね。私たちは岸和田市の市有地で活動させていただいているということです。

【辻井委員長】 よろしゅうございますか。他に、どうぞ。

【広田委員】 この資料の中に、環境計画や総合計画に「グランドワーク」という言葉がありまして、ちょっと気になったんですが、企業参加というか、企業とのかかわりについて何か考えていらっしゃることはあるのでしょうか。労力とか資材だとか、あるいは資金的なものだとか、幾つかのかかわり方があると思うんですが、そのあたりどうなんでしょうか。

【泉州農と緑の総合事務所 緑地整備課推進総括主査(中尾)】 企業さんの参加としては、いろいろボランティア団体が活動するに当たりまして寄附をもらったり、また市有地に対して展望台をつくったりという形での寄附をいただいたりしております。また、今後の活動について寄附をいただけるようにということで、地元の事務局の岸和田市の方がいろいろ調整を図っているという段階です。

この事業で実施します、今年度立ち上げのところの岸和田市の市有地につきましては、一応、国の事業導入とボランティアという形で今進めております。

【広田委員】 従来型の寄附というかかわり方だけではちょっともったいないんで、企業の従業員というのは非常に重要な労力なんですね。ぜひ現在の協議会とか、それからこれから発展的につくられる組織の中に、やっぱりメンバーとして企業を取り込んでいくというのがあってもいいかなというふうに思います。

それと、もう一点よろしいですか。

【辻井委員長】 どうぞ。

【広田委員】 全体構想と事業計画を読んで、もう少し農業とのつながりの記述があってもいいかなという印象を受けました。というのは、ここには意賀美神社があって、水不足でたいへん悩まれたところで、要するにまさに食をつくる源の水源としての意味合いが非常に強い山だと思っただけです。ですから、何かそこら辺のところ、もうちょっとコンセプトに入ってきてもいいような印象を受けました。

今後、環境教育だとかいろんな形で、子供たちだとか市民の方とのつながりを強めていく中で、信仰の復活というところとちょっとオーバーなんですけれども、やっぱり神於山にこれまで先人が思い入れを抱いていた、その思い入れを何か伝えるような活動がすごく大切だ

と思うんですね。そのときに農業との関係なんかをもう少し強調されてもいいような気がするわけです。

【神於山保全くらぶ(田口)】 おっしゃっていただいたとおりで、このベースには春木川の源流なんですね。ですから、取り組みとしても春木川ウォークといいまして、河口から山頂まで歩くハイキングとか、そういったこともやっておりますので、イベント的にも例えば、将来河口から山頂までマラソンするとか、そういうようなイベントも取り組みながらやりたいと思いますし、子供たちも水源を訪ねる形での活動もしております、水源にナラを植樹するとか、そういった取り組みをしております。

それと、先ほどの企業の件ですけれども、やっぱり企業の参加というのは非常に重要と考えております、例えば企業研修とか、そういった形でも使っていただきたいと思っておりますし、作業にしてもやっぱりユニバーサルな利用ということで、障害を持っておられる方も活動できるようなエリアをつくっていききたいというようなことも考えております、その辺はいろんな形での参加を促すような場所にしていききたいと考えているところです。

【辻井委員長】 ありがとうございます。よろしゅうございますか。どうぞ、鷺谷先生。

【鷺谷委員】 竹林の管理が、生物多様性の保全や再生に寄与するということ、先ほど猛禽に関して若干話題にしましたけれども、先ほどの私の質問に対するお答えを聞いていて、もう一点重要な点があるのかなと思えました。それは、竹林が池を干し上げてしまっていたんだけど、竹林の管理によって水が戻ってきたというお話でしたけれども、その水門環境が適正なものになっていくということは、恐らくかなり多くの生き物にとって、生き物にとって水というのはとても重要です、重要な意味を持っていると思えますし、その池の生き物を、それに関してはきっと何らかの観察があるんだと思うんですけれども、両生類とか水生昆虫など恐らくリストの中に入っていると思うんですが、水がなかったらそういう生物はそこでは生きていけないと思うんですね。ですから、そういうもっと意識的に竹林を管理することが生物多様性にとってどれほど意味のあることなのかをアピールしたり、それこそ環境学習で皆さんで認識を共有したりということがあってもいいのかなと感じました。せっかくすばらしい計画で活動をされるわけですから。

【辻井委員長】 ありがとうございます。

ほかに。どうぞ、池谷先生。

【池谷委員】 この資料でぜひ欲しいなと思うのは、基本的に自然再生というのは土地利用の問題が基本なんですよ。ですから、この神於山及び神於山周辺の土地利用状況がどうなっているのか、この辺の資料がぜひ欲しいんですね。特にこの場合、南側に山地がございますよね。神於山だけ守ったって将来だんだん落ちていってしまいますから、どう

つなげていくのかという問題がきつとあるんだらうと思うんですね。そういったことを考えますと、やはりこの地域全体の土地利用がどうなっているのか、ぜひ知りたいですね。特に、それから37ヘクタールについてやるというんですけど、その周辺に180ヘクタールあるわけですね。これがどういう土地利用になってだれの土地なのか、その辺のことも知ると、もっとはつきりものが見えるのかなという感じがいたしました。

それからあと一つ、財政上の問題ですね。例えばここを管理するとき、だれが幾ら出してこの地区再生事業が動いているのか。例えば環境省が幾ら出すのか、国交省が幾ら出すのか、農林省が幾ら出すのか、市は幾らのなのか、府は幾らのなのか、トータル幾らののか、こういうことをやっぱりきちっと出す必要があるんですよ。とかく自然再生といいますが、ほのぼのとしている感じがしていると思うんですが、実態はそうじゃないんですよ。すごい大変なことなんで、諸外国の資料を見てましても、どこが幾ら出してどういう事業をやっているんだということを必ず出してきます。ですから、ここでもぜひ財政上の問題、どこが幾ら出してどういう事業をやるのかを、ぜひ資料としてつけてもらいたいと思います。

【辻井委員長】 よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

【広田委員】 先ほどからちょっと議論になっていた自然再生目標なんですけど、1つちょっと気になる点がありまして、この全体構想の26ページなんですけど、超長期的、100年後の自然再生目標のところ、神於山の断面図みたいな山が描かれていて、この下の部分を常緑樹林にするというふうに書いてあるんですけど、これ恐らく今、社寺林で残っているようなものを想定されているんでしょうけど、この部分は里山として利用されてきたという歴史があるわけですから、ここを常緑樹林にするという目標がどうなのかなと思うのです。

【泉州農と緑の総合事務所 緑地整備課推進総括主査(中尾)】 この部分につきまして、おっしゃるとおりイメージとして周囲にあります意賀美神社、また山直神社の常緑樹林というのがもともとの植生であったと。この山を里山として再生するに当たりまして、谷筋の常緑樹が今生えているようなところはそのままそれで育てていこうということで、山の下の方については常緑樹林というのも1つかなということで、このイメージとして描かせていただいております。

【広田委員】 これだと山麓の全域を常緑樹林にするというふうに受け取ってしまうので、実際に目標とされているところと少しずれているような印象を受けます。

【辻井委員長】 それでは、いろいろなお意見を頂戴したんですが、こんなところでのよろしゅうございますか。

まとめるつもりはありませんけれども、神於山について里山の自然再生、ため池の問題も含めますけれども。それから、自然再生と今申し上げた里山との関係、それから生物多様性という問題をどうやって組み込むか、あるいは位置づけるかという問題、それから植生のサイクルですね、殊にタケについて。それから目標値をどうするか、これはこのだけに限りませんけれども。協議会の組織、これはこの前、進士先生がおっしゃったんですが、風景論的なあるいは歴史性をどうとらえるか、これ先ほど広田委員もおっしゃった、そういった問題。それから土地利用の変遷ですね、そういうデータを、あるいは土地利用の変遷をどうとらえるかというべきかと思います。最後に経費の問題、だれがどのように、これは実際にはこの実施計画書ができてから計上することになるんじゃないかと思いますけれども、というような点についてのご質問、ご意見を頂戴しました。

こういったことをどういうふうにまとめて、あるいはこういったご意見を事務局としてどういうふうに取り扱っていただくかということになりますが、いかがでしょうか。

【林野庁森林整備部計画課課長補佐(淵上)】 林野庁の淵上でございます。先生方大変いろいろご意見ありがとうございました。

前回の檜原湿原と同様の形で、今回いろいろご質問、ご意見ございました点については、実施主体の方も来ておりますし、議事録等をもちまして持ち帰っていただいて、今回いただいたご意見等をよく踏まえていただくような形で対応をさせていただければと思っております。ご質問もございましたが、その辺は何らかの形で対応させてもらえればと思っておりますが、とりあえず第2号の事業実施計画ということで、立ち上げの形で進めさせていただければというふうに考えております。

【辻井委員長】 それでは、神於山の実施計画については議事録をまとめていただいて、今日出していただいた、あるいは前回はそうだったですね。前回の分も含めて、委員のご意見、ご指摘が反映されるようにしていただくということでご了承いただけますか。

(了承)

【辻井委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、今日の用意されている議題としては以上ですけれども、その他として何かございましたらば、この際に承ります。委員の方々から何かございますでしょうか。ご注文ございましたらどうぞ。

【池谷委員】 ここで各省庁の方がおいでになっていますので、この自然再生事業に対して各省庁としてどういう考え方をお持ちになっているのか、冒頭申し上げましたように、省庁の縦割りでいきますと、うまくできないんですよね。その壁を越えなきゃいけないわけです。その辺をどうお考えになっているのか、ちょっとお伺いしたいのですが。

【林野庁森林整備部計画課課長補佐(淵上)】 林野庁でございます。今回の神於山以外

にも、幾つか現地で自然再生協議会にかかわっております。かかわり方は、大なり小なりいろいろな形でございます。池谷先生が言われるように、かなり広範囲な生態系をイメージして、私どもですと対象が森林ですので、集水区域の奥の方の森林まで考えてかかわっていきたいというような案件もございますし、神於山のように、少し孤立した里山みたいなところもございます。

ケース・バイ・ケースになる訳ですけれども、お話ありましたようにできるだけいろんな省庁さんと一緒に、省庁の壁を越えるような形で協力し合っていけるのが一番いいのかなと思っております。そういう意味では、こういう地元の方の協議会みたいなものができて、話が出てくればできるだけ積極的な対応をしていけるのかなというふうに考えております。

直轄で事業を実施する場合は少し違ってくると思うんですけれども、今回のようにそうではない場合には技術的な助言だとか、いろんな形のかかわり方ができるかと思えます。できるだけこういう機会を通じて積極的に対応ができればと思っています。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 今の林野庁のお話でほぼ言い尽くしているとは思いますが、環境省の取り組みとしては、やはり協議会が立ち上がって実施計画ができて、この専門家会議までかかるというのはかなり長い道のりでやっていて、そこまでいろいろな調査段階を支えていく必要もあろうかと考えています。環境省も例えば国立公園の中ですと直轄事業でやりますし、国定公園であるとか国指定の鳥獣保護区の中での再生という、交付金制度というのを今年度から設けて、地方の自主性を尊重する形でいろいろ財政的には支援していきましようということをやっております、今トータルで20まではいれないかと思いますが、そのぐらいのオーダーで各地で取り組みを進めております。そういう中で、既に例えば森林の関係で林野庁と河川局あるいは土地改良と一緒にやったり、さらには港湾局とも連携するような形で調査を進めたりというところも出てきています。

しかしながら1つ悩みの種は、三位一体の改革というので1つぶち当たってしまって、環境省はどこでも自然再生に関して応援していくという方針を出していたのですが、今年度から公共事業費でやる、現地での調査などをかなり強力でバックアップする、というのはなかなか難しくなってきましたけれども、神於山なんかに関しても、ソフトウェアで例えば地域のワークショップをやるとか、いろいろな資料といいますか、マニュアルをつくるというような、本線の事業としては林野庁さんの事業があって、その周辺を環境省がやるというような連携を図っていきたいと思っております。

前回いろいろ、確か池谷委員からお話があったんじゃないかと思うんですが、関係者同士のワークショップをやっていったらどうかというようなことも、来年度あたりうまくできないかというようなことで取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

【辻井委員長】 国交省はどうでしょうか。

【国土交通省河川環境課長（坪香）】 国交省の中でもいろいろ対応があるので、私は河川関係といたしまして、河川からしますと河川法の改正を平成9年にしていますので、法律の建前から言えば河川区域内、つまり人の住んでおられるところから対岸の堤防までの区域、それから縦断的には河川のあるところですね。河川法の網のかかっている河川区域内においても従来の治水、利水に加えて環境もその整備の目標にすべしというのが法の目的に明記されているわけなので、それに基づいてやるということになるわけです。

そのときに、河川自体が非常に多様に利用されている、あるいは多様な機能が、洪水も含めて利用も含めて水の使い方も含めて、そういうことがあるので、我々としてはできるだけ多くの人たちの意見を聞いて、専門家の意見を聞いて地域の合意、あるいは専門家等の皆さんの意見を聞いた合意の中で、その地域のその河川の整備について計画をつくるというのが法律で示された河川整備計画なわけです。

ただ、実際するときにはすべて河川整備計画でやり切れるかどうかというと、若干難しいところがあると思っています。それは例えば、ある地域においてはある環境的な状況が非常に卓越している。そういうふうなものについては、やはりその地域をある程度限ってやらないと、河川区域だけではどうしてもできない場合があります。周辺の農地だとか森林だとか、それから地域の住んでおられるところも含めてやるということで、これは全国的にいろんな試みをさせていただいています。その中で、この自然再生法に基づく対応させていただいているのは、例えば釧路湿原だとか、それから荒川の例が、そういうのがあると思います。そのほかにも、例えばコウノトリの野生復帰にかかわる円山川における湿地の回復だとか、そういうことについては地域の人たちの農地だとか、そういうものについて地元の市、豊岡市とか、それから県の農林サイドとか、そういうところと協力してやらせていただいているということです。

いずれにしてもいろんなやり方でやればと、こういうスキームに乗らせていただいているのが、非常に適当なところはこれを積極的に活用したいというふうに思っています。

【国土交通省緑地環境推進室長（西川）】 国土交通省でも今、都市関係の緑地環境の推進をしているところがございますが、制度的な問題とか財政支援的な問題、また計画論の問題、それぞれちょっとご説明したいと思いますが、制度的には、その前に私ども、生物多様性というのを大きな柱にしております。

そういう観点から、制度的には昨年12月末に景観緑三法という形で法制度も充実いたしまして、例えば緑の保全ということに関しましても、これまでは特別緑地保全地区とあって、かなり原生的に、なるべく手を加えないところを指定をして、そこにこういう規

制をかける、かなり厳しい縛りの緑、縛って貴重な緑を保全していく区域だけだったんですが、今回、緑地保全地域といいますと、まさにこの山のような里山的なところにつきましても、一定の緩やかな規制をかけて森づくりといいますか、ある程度の行為を認めながら、一緒にいい緑をつくっていかうというような制度もつくりましたし、また例えば都心部についてももう少し緑を入れるという意味では、緑化地域みたいなのをつくったというような、緑を守ったりつくる面に関しての制度をかなり充実しているのが1点ございます。

また、具体的な事業につきましても、この自然再生法ができる前から私ども都市公園という、どうも人工的なイメージが強いんですが、実態的にはかなり以前から緑の再生的な、自然再生的な事業もやっております、これらについても補助事業としてやる分と直轄事業でもかなり、国営公園でございますが、そこでも例えば昭和記念公園のように全くの基地を、新たに武蔵野の森をつくるということも20年来ずっとやってきておりますし、そういう形での制度でも一生懸命やっていると。

それと、あと私どものところでは国交省全体の緑の計画の窓口をやっておりまして、これにつきましても今、運輸省と旧建設省が合体した以降に新しい緑の政策大綱をつくらうということで今計画の取りまとめを進めておりますが、その中でもやはり自然再生というものは大きな柱にしていきたいというふうに考えております。

ある程度の地域のまとまりの中で制度的な問題と、また事業的な問題もいろいろ網羅しておりますし、また道路、河川さんと一緒にいろいろやっていきますので、我々にとってはネットワークですね。きちっとネットワークをしながら事業展開を進めていって、町の中でも一定の自然再生のようなものを進めていければなと思っております。

また、この自然再生事業に絡む事業につきましても、例えばクヌギ山等につきましても、私どもの緑地保全地区とか、そういう制度を活用した展開を今進めておりますので、いろんな形での事業展開が可能じゃないかと思っておりますし、重点的に大きな柱として進めていきたいというふうに考えております。

【農林水産省農村整備課課長補佐(日置)】 農林水産省農村振興局でございます。私どもの方は、主として土地改良事業を担当してございまして、土地改良法を平成13年度に改正しまして、環境に配慮するというのをその原則としてございます。その中で土地改良事業の直轄事業につきましてもそのような形で、今日こちらにいらっしゃる広田委員のご指導も得ましているいろいろ進めておる中でございますが、その中でこの自然再生推進法のような、いろいろな人に入っていて地域として合意して進めていくというやり方も、非常に望ましいのではないかと考えておる次第でございます。

さらに補助事業としましては、平成17年度から元気な地域づくり交付金という形で、いろいろな地域の方で計画をつくっていただきまして、それに伴って例えば里地の保全を

行うとか、棚田の保全を行うとか、そういうものを総合的な計画をつくっていただきますと、それに対して補助をする制度もつくってございますので、積極的に地域の合意に基づいて進めていっていただきたいなというふうに考えている次第でございます。

【農林水産省環境政策課課長補佐（落合）】 農林水産省全体でも、農林水産省の政策自体が環境に配慮した農林水産業を支援していくということになっておりまして、個別のいろいろな地区のお話がありますけれども、先ほどもお話がありましたように、必ず水だとか周辺の農地などに関連してくるということもありますので、地域で協議会が立ち上がるときには、農林水産部局も参加して、その中の議論に加わりながら考えていくということをやっていきたいと思っております。

【辻井委員長】 よろしゅうございますか。どうぞ、池谷先生。

【池谷委員】 各省庁の考え方はもちろんそれはわかるんですが、壁をどう越えるかということをお伺いしたかったのですね。例えば河川区域なら河川区域という中だけで、それはそれでできるでしょうけれども、本当は河川区域の中でも、その隣の農地ですとか山地をどう河川区域に入れておくかという考え方もあるわけですね。世界的に自然再生というと、ほとんどそういう土地利用をどう変えるかということが最大の課題になっているわけですね。そのために、どうフィーを使うかということになってくるわけですが、そういうふうな壁を超えてどういくのかということがとても重要ですし、本当は環境省が、例えば神於山でありますと神於山周辺のランドデザインをどうするのかということがまずあって、その中であの神於山と後ろの背景をどうつなぐかということが当然なきやいけない。そのときに市街化区域、または市街化調整区域をどうするのかということが当然出てくるだろうし、農地はどうするのかという問題が出てくるわけですね。

そういうふうな全体の、例えばこの地域の100年先の自然と共存した地域はどうつくるんですかということが見えてこない、なかなか話を聞いていても、早い話、みみっちい話で何ともいらいらしてきちゃんうんですよ。

ぜひもう少し日本の国土をどうするのかという、その辺の観点から各省庁、ぜひ壁を超える努力をしてほしいし、環境省はぜひその辺の旗を振ってほしいなというふうに思います。

【辻井委員長】 ありがとうございます。どうぞ。

【国土交通省河川環境課長（坪香）】 おっしゃられるとおりでありまして、河川区域内でできることというのは極めて限られていると思います。したがって、その周辺の農地とか、そういうところと一緒にやるというのは非常に大事なことだと思うんです。それは例えば先ほど例に挙げました、この自然再生法自体はそういうことができる仕組みになっていますので、そういうことを積極的にやる部分もあると思っています。

それから、それ以外でも、先ほどの円山川のコウノトリの野生復帰の部分だとか、そういうところは農地と一緒にやらないと全く意味のないことなので、それは地方自治体だとか農業サイドと一緒にやらせていただく。その次、今、先生おっしゃったように、だれがリーダーシップをとってやるかというのは、極めていろんな場合が存在し得ると思うんです。この自然再生法に基づくものとしては、協議会とかあるいはNPO法人だとか、そういうところが中心になって計画をつくってやっていこうというものがあると思うんですね。これは行政体としても、それに参加をしてやっていこうというスキームだと思うんです。

それから、そうでなくて、やはり例えば河川管理者が中心になって、むしろやった方がいいよというふうなものについては、やはり地元の河川管理者の事務所とかそういうところが関係省に集まっていたらいい、あるいは地元の人だとか土地利用計画を、その部分も含めて皆さんと一緒にやっていくと、そういうことだと思います。

その上のマスタープランとして、今先生のイメージされているのは、さらに上のマスタープランが存在するべきじゃないかというお話は、それはまた少し議論の次元が違うかもしれないんですけども、いずれにしても現場でものを整理していこうとするときにだれかが、そこにいるどなたかがヘッドになって、あるいはリーダーになって、いろんな関係した方をまとめていくということは必要だろうと思うんですね。

それを今、そういう仕組みの中で今やられていると。それが不十分だというお話はひょっとしたらあるかもしれないです。その仕組みは非常に難しいかもしれないです。全体を考えるとそれは市町村単位なのかとか、都道府県単位なのかとか、国なのかと。国だったら、環境自然再生だけを柱にすべきなのかどうかという議論はひょっとして残るかもしれないですね。そこはまさにちょっと、我々が議論をしたり実際現場でやっていることの次元を超えているような感じはいたしますけれども。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 制度を変えるというのはやっぱり実際非常に難しいことで、こういう取り組み、もちろんNGOとか自治体の取り組みも含めて、自治体も実は縦割りの中にある部分組み込まれているわけですね。こういう取り組みを重ねていって、やはり例えば制度の枠を新しいものにしなきゃいけないとか、その辺が如実にあらわれるようにしないといけない、それは多分途中のプロセスで出てくると思うんですね。

それが1点と、それから第1回の専門家会議の冒頭、小野寺局長がごあいさつ申し上げた中に、自然再生という全体像をどうするんだというような話があって、やはり我々もそのところが1つの大きなポイントと、これはもう各省庁思っておりますし、一方で国土計画を見直す法改正が今国会で出ています。そういう中で、そういうものと一緒になるような全体の考え方の整理が必要ということで、まだ下勉強みたいな感じですけども、

大体このメンバーが全部入る形で、各省庁と一緒に調整費というものがございまして、そういうもので少しずつ各省庁の縦割りというのを乗り越える形の動きは着実に進んできていますので、あつという間に効果を見せるというご指摘でありましょうが、じわじわと見えてくると思います。

【辻井委員長】 さっきランドデザインというような言葉が出ましたけれども、この前の10日の会議のときも、たしか最初に小野寺局長がそれに近いような話もしたと思いません。

1つはこういう場、つまり自然再生専門家会議なるものが、そういったことを少し議論する場になってもいいんじゃないかと私は思っています。

それから、池谷先生のご意見、つまり各省庁が早いよころ協調してというべきですかね。というのは、嫌が応なく個々の事例としては出てくるんじゃないかと思えますけどね。ケースはいろいろ出てきますから、つまり農水と環境省、あるいは環境省と国交省、国交省の中でも河川部門との関係、あるいは都市公園的なケースも出てくると、いろんなところで嫌が応なく土地利用の問題をどういうふうにするか、ランドデザインをどうするかというようなことで、それを越えてやらなきゃならない仕事が出てくるんじゃないだろうかと、私としてはそれをぜひ期待したいと、こういうふうに思います。

それでは、もしほかにございませんでしたら。はい、どうぞ。

【広田委員】 今の点にかかわって、私も個別の事例の積み重なりが非常に重要だと思っていて、それには個別の事例にかかわる担当者がすごく重要であります。中央ではかなり意識も進んでいて、確かにそこでの話を聞いている限りはうまくいきそうなんですけれども、個別の事例になるとそうでない場合が非常に多いです。

お願いしたいのは、1つには、個々の事例がいい方向に進めるように中央は丸投げしないでちゃんとチェックしてほしいということです。良い担当者はいいんですけれども、そうでない人だっていっぱいいるわけで、そうでないというのは悪いという意味じゃなくて、たまたまそこで担当になった人間がそれなりの意識を持ってやるまでには時間がかかるわけで、やっぱりそれを促進するような形で中央の方でも支援してほしいというのが1つです。

それからもう一つは、精鋭を現場に送り込んでほしいということです。やっぱり人材というのは非常に重要でありまして、特に自然再生は今の時期は重要だと思うんで、各省庁ないしは県の担当で、これはという人間をどんどん送り込んでほしいという、これは希望であります。

最後に、この会議の進め方なんですけど、年2回でこれだけ多くの今後事例が上がってくると、果たして2時間の場でどれほどのことが言えるのかというのが少し不安です。事前

に資料を送られてくればそれなりに勉強して、それなりのコメントはそれぞれの先生方が述べられると思うんですけれども、こういうやり方でずっと続けられるのかなという感じがしています。

【辻井委員長】 これはまだ何とも言えないんですね。つまり、最初の第1回目の、随分前なんだけれども、委員の方々からそうしょっちゅう開かれたんじゃあ、かなわん、というご意見もありましたし、今のようなご意見もあります。ただし、これからどれだけ増えてくるかわかりませんから、これは様子見ながら考えるほかないんじゃないでしょうか。今2回に決めるとか、2回じゃあ少な過ぎて、じゃあ3回で足りるのかと言われても、それもどうだかわからない。ちょっと様子を見ていただくよりほかないんじゃないだろうか。固定はしないでもいいんだらうと思います。

それでは、こんなところで閉じさせていただいてよろしゅうございますか。

きょうは大阪府と、それから神於山保全くらぶからわざわざおいでいただいて、ありがとうございました。

それでは、これできょうの専門家会議を閉じることにいたします。どうもありがとうございました。